

横浜マリノス株式会社と「未病対策の推進」及び 「スポーツ振興」に関する連携協定を締結します！

～本県初となるプロスポーツチームとの協定締結～

県では、県民の皆さまが「食」「運動」「社会参加」を通じて、より健康な状態となることを目指す「未病改善」の取組みを推進しています。このたび、県は、横浜マリノス株式会社と協定を締結し、「未病対策」及び「スポーツ振興」の分野で、連携・協力した取組みを進めていくこととしました。この協定の締結式を、平成 30 年 7 月 28 日(土)に開催する予定でしたが、台風 12 号の影響により中止となったことから、平成 30 年 9 月 1 日(土)に日程を変更して日産スタジアムで改めて行うことといたしましたので、お知らせします。また、本日、横浜マリノス株式会社において同様の記者発表を行います。



1 協定の目的

神奈川県と横浜マリノス株式会社は、連携協定の締結を機に、未病対策やスポーツ振興の分野で、連携・協力し、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現に資することを目指します。

2 協定の内容(連携・協力する事項)

(1) 未病対策の推進に関すること

- ・ 横浜F・マリノス主催試合における「未病改善」の普及啓発
- ・ 「マイME-BYOカルテ」の広報普及
- ・ 観戦用シートの提供

(2) スポーツ振興に関すること

- ・ 横浜F・マリノス主催試合における「かながわパラスポーツ」の普及啓発
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念のスポーツを通じた普及啓発
- ・ 障がい者を対象としたサッカー教室の開催

3 協定締結式

(1) 日時

平成 30 年9月1日(土) 17 時 34 分から 17 時 37 分まで

(2) 場所

日産スタジアム グラウンド(横浜市港北区小机町 3300)

(3) 出席者

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜マリノス株式会社 代表取締役社長 黒澤 良二

(4) 取材について

協定締結式当日の取材を希望される方は、次の問合せ先の健康増進課までご連絡ください。

ME-BYO (未病) の概念

「未病」とは、健康と病気を二分論の概念で捉えるのではなく、心身の状態は「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念です。

未病改善活動3つの取組み

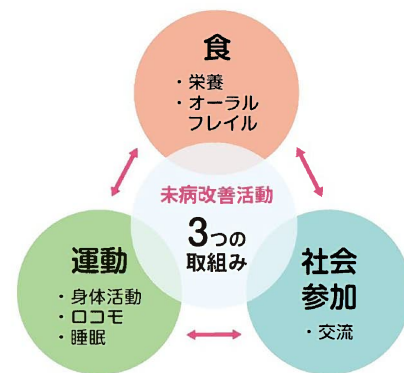
未病改善の基本は「食」「運動」「社会参加」の3つの取組です。

「食」は、毎日の食生活を見直し、健康的な食生活へ改善すること。オーラルフレイル※対策も重要です。

「運動」は、日常生活にスポーツや運動を取り入れること。質の良い睡眠も重要です。

「社会参加」は、ボランティアや趣味の活動等で他者と交流し、社会とのつながりを持つこと。

※心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態



問合せ先

協定の締結及び未病対策の推進に関すること

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課

未病対策担当課長 鎌倉 電話 045-210-4747

認知症戦略グループ 松谷 電話 045-285-0735

スポーツ振興に関すること

神奈川県スポーツ局スポーツ課

課長 櫻山 電話 045-285-0791

副課長 太田 電話 045-285-0793

神奈川県と横浜マリノス株式会社との未病対策の推進及びスポーツ振興
に係る連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と横浜マリノス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、甲が進める未病対策（未病改善の取組み）及びスポーツ振興に資するため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、未病対策の推進やスポーツ振興を図ることにより、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 「食」「運動」「社会参加」による「未病改善」の普及啓発に関すること
- (2) 「かながわパラスポーツ」の普及啓発に関すること
- (3) その他、未病対策の推進及びスポーツ振興に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議し本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に利用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

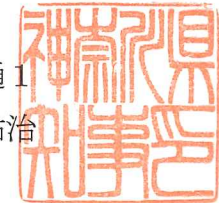
（疑義等の処理）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2-6-3
横浜マリノス株式会社
代表取締役社長 黒澤 良二

